

奈良県政府調達苦情検討委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年一月三十日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県規則第二十九号

奈良県政府調達苦情検討委員会規則の一部を改正する規則

奈良県政府調達苦情検討委員会規則（平成二十四年十二月奈良県規則第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出しを「（委員の任期等）」に改め、同条に次の一項を加える。

- 2 委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。
  - 一 破産手続開始の決定を受けたとき。
  - 二 禁錮以上の刑に処せられたとき。
  - 三 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められたとき。

## 附 則

この規則は、平成三十一年二月一日から施行する。